

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月14日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第78号

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和47年杉並区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の3各号中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第1条の3の規定は、令和8年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。